

淡路夢舞台公苑温室大規模修繕設計施工業務 要求水準書

第1 総則

1 適用

本水準書は、「淡路夢舞台公苑温室大規模修繕設計施工業務」（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、事業者に要求する業務水準を示す。

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月10日（月）まで
なお、工事は令和7年2月末までに完了させること。

3 業務範囲

(1) 対象施設

本業務は、下表及び「対象施設一覧」に示す部分を対象とする。

	温室
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上3階
延床面積	6,721m ²
主な修繕内容	空調・防災等設備の更新、漏水対策 等

(2) 対象業務

- ① 実施設計業務
- ② 工事業務
- ③ その他事業実施に必要な業務

4 遵守すべき基準、法規制等

本業務の実実施設計、施工においては、本水準書及び次の図書等の最新版によらなければならない。これらの図書及び本水準書に記載がない事項は、県と協議の上で決定する。

(1) 基準類

① 実施設計業務

建築工事	機械設備工事	電気設備工事
建築設計基準	建築設備設計基準	
建築工事設計図書作成基準及び資料	建築設備工事設計図書作成基準及び同解説	
公共建築設計業務委託共通仕様書		

② 修繕工事

建築工事	機械設備工事	電気設備工事
①「公共建築工事標準仕様書」※ ¹	①「公共建築工事標準仕様書」(機械設備工事編)※ ¹	①「公共建築工事標準仕様書」(電気設備工事編)※ ¹
②「公共建築改修工事標準仕様書」※ ¹	②「公共建築設備工事標準図」(機械設備工事編)※ ¹	②「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編)※ ¹
③「建築工事監理指針」※ ¹	③「公共建築改修工事標準仕様書」(機械設備工事編)※ ¹	③「公共建築改修工事標準仕様書」(電気設備工事編)※ ¹
④「建築改修工事監理指針」※ ¹		
⑤「建築物解体工事共通仕様書」※		
⑥「建築工事標準詳細図」※ ¹		
⑦「建築工事関係資料」※ ²		
※ ¹ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ※ ² 兵庫県まちづくり部「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省)		

(2) 法令等

消防法、労働安全衛生法、労働基準法、電気事業法、騒音規制法、振動規制法、建築基準法、建築士法、建設業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、大気汚染防止法、石綿障害予防規則、電気設備に関する技術基準を定める省令

(3) 条例等

県が定める建築基準条例、福祉のまちづくり条例、環境の保全と創造に関する条例、産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例、その他淡路市の開発、建築、上下水道関係条例

(4) その他参考基準

- ・ 建築保全業務共通仕様書及び同解説、営繕工事写真撮影要領、工事写真撮影ガイドブック(電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・ 官庁施設の基本的性能基準、官庁施設の環境保全性に関する基準

5 留意事項

(1) 一般事項

- ・ 本業務の趣旨を十分理解し、本業務を確実に実施できる事業計画及びスケジュールを策定すること。
- ・ 本業務を確実に実施できる施工体制を構築すること。
- ・ 予想されるリスクについては、あらかじめ十分検討を行い、的確に対応

できる方策を講じること。

- ・業務従事者が夢舞台施設内へ立ち入る場合には業務従事者であることがわかる服装、名札・腕輪等を着用すること。

(2) 打合せ及び記録

- ・県と協議した場合及び所轄官庁との申請、届出、協議等を行った場合には、議事録を作成、保管し、県に提出すること。

(3) 設計変更

予期することのできない特別な事象が生じた場合、発注者の事情により基本的な事項が変更になった場合について、県と事業者で協議の上、設計変更を行うものとする。

第2 実施設計業務要求水準

1 基本事項

(1) 業務の範囲

事業者は、本水準書等に基づき、対象施設の修繕工事を実施するために必要な実施設計を行う。なお、実施設計にあたっては、(株)夢舞台(淡路夢舞台公苑(温室含む)の指定管理者)との調整も行うこと。実施設計業務は次のものを含むものとする。

- ① 実施設計のための事前調査業務
- ② 実施設計業務(設計図書作成等)
- ③ 関係法令に基づいた工事着工に必要な手続き
- ④ その他、付随する業務(県その他関係機関との調整、申請、検査等)

工事の実施に必要な行政関係手続については、関係機関との事前協議を含め全て事業者が行う。また、各申請にかかる手数料等の諸費用は事業者負担とする。申請等に用いた資料及び関係諸官庁より受領した資料は、とりまとめて県に提出すること。

(2) 業務の期間

事業全体のスケジュールを勘案し、事業者が計画する。

(3) 実施体制

事業者は、実施設計業務を遂行するにあたっては、次に示す者を配置するものとし、業務着手前に県の承諾を得る。

① 管理技術者

ア 事業者は、実施設計業務における管理技術者を定め、県に通知するものとする。

イ 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

- ウ 管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書的设计内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。なお、事業者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士である必要がある。
- エ 管理技術者は、県が指示する関連のある設計業務等の事業者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- オ 管理技術者は、②照査技術者（オ）に規定する照査結果の確認を行わなければならない。
- カ 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、事業者は県の承諾を得なければならない。
- ② 照査技術者
- ア 事業者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。実施設計においては、成果品をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認すること。
- イ 事業者は、実施設計業務における照査技術者を定め、県に通知するものとする。
- ウ 照査技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書的设计内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。なお、事業者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士である必要がある。
- エ 照査技術者は、設計図書に定める又は県の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、事業者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- オ 照査技術者は、照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。
- カ 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以

上の技術者とするものとし、事業者は県の承諾を得なければならない。
キ 照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。

(4) 実施設計業務の進め方

①業務計画書の提出

事業者は、実施設計業務着手前に業務計画書を作成し、県の承諾を得る。

業務計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。

ア 業務一般事項

- ・業務の目的
- ・業務計画書の適用範囲
- ・業務計画書の適用基準類

イ 業務工程計画

対象工事の実施工程との整合を図るため、工事の事業者等から提出される対象工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。

ウ 業務体制

- ・事業者側の管理体制
- ・管理技術者等の経歴
- ・業務フロー

②関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査に必要な書類を作成する。

③実施設計協議

事業者は、実施設計の内容について、県と協議しながら行う。

④検査

事業者は実施設計が完了したときは、その旨を県に通知するものとする。事業者は、成果物及び公共建築設計業務委託共通仕様書に示す書類を県に提出し、県の検査を受ける。

⑤書類の提出

事業者は、業務工程表に基づき定期的に県に対して実施設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を県に提出し、承諾を得るものとする。なお、設計図書に関する著作権は県に帰属する。

⑥工事の一部を下請負させる場合は、事前に下請負業者名簿を提出の上、県の確認を得ること。

	品目	部数	備考
契約時・着手時	業務計画書	1	
	業務工程表	1	
	管理技術者等通知書	1	
	略歴書	1	
	建築士法第22条の3の3に関する書面	2	
	会社経歴書	1	
	設計業務協力事務所承諾願	2	
	業務委託共通誓約書（写し）	1	
業務中	打合せ記録簿	1	
	借用書	1	
完了時	業務完了届	1	
	設計成果品	1式	成果物一覧
	積算関係資料	1式	
	納品書	1	
	その他資料	1式	

2 実施設計業務要求水準

(1) 実施設計基本方針

- ・工期に合わせ、確実に工事が完了する確実性、妥当性の高い設計計画・設計体制とする。
- ・実施設計着手前に必ず現地調査を行う。

(2) 設計図の作成

- ・各部の性能・仕様については、要求水準と同等もしくは同等以上の性能・仕様とすることができる。
- ・設計図はCADにより作成し、図面サイズは、小規模なものを除き原則A3版とする。

(3) 数量積算書・工事費内訳書の作成

数量は、（一財）建築コスト管理システム研究所発行の「建築数量積算基準・同解説」及び「設備編」により積算し、第三者がみてわかりやすいものにする。工事費内訳書は、全ての項目について、メーカー見積書、刊行物、自社単価表などの単価根拠を入れ作成する。契約後に要求水準の変更があった場合は、変更を反映する。

(4) 特記事項

- ・周辺環境との調和を図り、機能性や効率性を重視し環境負荷を低減させ、事業費の縮減に努めること。

- ・施設は、安全対策・防災管理・メンテナンス・ランニングコスト等を十分勘案して計画し、設備についても修繕、更新が容易な構造とすること。
- ・建築工事の着手に必要な各種法令に基づく申請手数料及び公共建築設計者情報システム（PUBDIS）登録料金は、事業者の負担とする。
- ・事業者は、PUBDIS に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、県の確認を受ける。また業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、県の確認を受けた書面を県に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

その後、業務カルテ受領書の写しを県に提出する。業務カルテ登録内容は次のとおりとする。

- ・事務所情報（該当する全ての項目）
- ・業務情報（該当する全ての項目。発注者コードは12800000）
- ・管理技術者情報（該当する全ての項目）

(5) 成果物

【提出書類一覧（建築）】

提出図面（建築）		部数	成果物の内容	備考
設計図	原図	1 式	A3 サイズ [※] 図面構成は別表	
	CAD データ	1 式		CD-R, DVD-R 3 部
	PDF データ	1 式		CD-R, DVD-R 3 部
	複写製本	2 部		
数量積算書	拾出し資料、集計表等	1 式	建築躯体数量積算調書含む	
	積算チェックリスト	1 部	設計チェックリスト、数量積算調書含む	
	上記データ	1 式		CD-R, DVD-R 3 部
明細書	設計内訳明細書	1 式	Excel	
	工事費内訳書	1 式	Excel	
	刊行物根拠資料	1 式	採用単価の根拠（カタログ等刊行物の写し）	
	上記データ	1 式		CD-R, DVD-R 3 部
見積書	見積比較検討書	1 部	原則 3 者以上、一覧表、工程別比較表	
	メーカー見積書	1 部		
	上記データ	1 式	Excel 及び PDF	CD-R, DVD-R 3 部
その他	調査報告書等	2 部	打合せ記録、アスベスト調査報告書等	

	上記データ	1 式		CD-R, DVD-R 3 部
--	-------	-----	--	-----------------

【設計図一覧（建築）】

番号	図面の名称	備考
1	表紙・図面リスト	
2	特記仕様書	原則、営繕課様式
3	工事区分表	必要に応じ作成
4	案内図	建築地市町等で販売する地形図利用
5	配置図	必要に応じ縮尺を変更できる
6	仕上表	
7	平面図	
8	立面図	仮設足場の表示
9	断面図	
10	平面詳細図	
11	展開図	
12	天井伏図	
13	建具仕様書、キープラン	必要に応じ作成
14	建具表（外部、内部）	必要に応じ作成
15	建具詳細図	必要に応じ作成
16	各部詳細図	
17	解体撤去図	
18	仮設計画図	工事・工区分けに応じて作成
19	その他必要な図面	

【提出書類一覧（設備）】

提出図面（設備）		部数	成果物の内容	備考
設計図	原図	1 式	A3 サイズ 図面構成は別表	
	CAD データ	1 式		CD-R, DVD-R 3 部
	PDF データ	1 式		CD-R, DVD-R 3 部
	複写製本	2 部		
数量積算書	拾出し資料、集計表等	1 式		
	積算数量算出書	1 部	数量積算調書含む	
	上記データ	1 式	Excel	CD-R, DVD-R 3 部
明細書	設計内訳明細書	1 式	Excel	
	工事費内訳書	1 式	Excel	

	刊行物根拠資料	1 式	採用単価の根拠（カタログ等刊行物の写し）	
	上記データ	1 式		CD-R, DVD-R 3 部
見積書	見積比較表	1 部	原則 3 者以上、一覧表	
	メーカー見積書	1 部		
	上記データ	1 式	Excel 及び PDF	CD-R, DVD-R 3 部
その他	計算書	1 部		
	システム等比較検討書	1 部		
	上記データ	1 式		CD-R, DVD-R 3 部

【設計図一覧（機械設備）】

番号	図面の名称	備考
1	表紙・図面リスト	
2	特記仕様書	
3	付近見取図・配置図	
4	器具表・機器表	
5	設備系統図	
6	平面図	
7	平面詳細図	
8	立面図	
9	撤去図	
10	その他必要な図面	

【設計図一覧（電気設備）】

番号	図面の名称	備考
1	表紙・図面リスト	
2	特記仕様書	
3	付近見取図・配置図	
4	器具表・機器表	
5	単線接続図	
6	設備系統図	
7	平面図	
8	平面詳細図	
9	立面図	
10	撤去図	

11	その他必要な図面	
----	----------	--

【注意事項】

- ・提出図書は、原則として図書の種類毎にA4ドッチファイル又はA4版製本により納品。提出図書は、背表紙に事業者の名称、業務の完了年月・名称・内容物を記載。
- ・電子データは、1枚のDVD（データが少ない場合はCD）にまとめ、それぞれ3枚提出。DVDの印字面に、事業者の名称、業務の完了年月・名称・内容物（設計図・申請図等）を記載。
- ・完成図及び施工図はCADデータとPDFデータを提出すること。
- ・提出する図書や電子データのまとめ方については、「建築工事関係資料」（兵庫県まちづくり部）による。

第3 工事業務要求水準

1 基本事項

(1) 工事業務の範囲

事業者は、本書等に基づき、実施設計業務において作成した設計図記載の工事の他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。調整業務には、（株）夢舞台との調整も含む。）を行う。

なお、工事監理業務は別途外部委託を行う予定である。

(2) 工事業務の期間

R7.2月末までに各施設の工事を実施し、完了する。なお、展示室については、R7.1月上旬から展示植物の工事（別途工事）を開始予定のため、それまでに空調機器（暖房）の工事は完了すること。また、植物展示業者との調整をよく行いながら施工すること。

原則、作業時間は8時から17時とする。

(3) 施工体制

事業者は、次に示す有資格者等を配置するものとし、工事業務着手前に県に提出して承諾を得るものとする。

① 監理技術者等

事業者は、建設業法の規定を遵守し、同法第26条第1項に規定する監理技術者を適切に配置する。

② 現場代理人

本業務で実施する工事現場の運営、取締りを行うとともに、材料選定、施工についての的確に説明できる現場代理人を配置する。

(4) 工事業務の進め方

①基本的事項

公共建築工事標準仕様書等関係する基準に基づき施工を実施する。その際特に以下の点に留意して施工計画を立て、県の承諾を受ける。

- ア 建設業法及び建設リサイクル法他十分理解の上、必要な関連法令を遵守する。
- イ 構内、工事関係者及び来園者の安全確保と環境保全に十分配慮する。
- ウ 工事に伴い撤去・汚損した建築物、その他工作物等は竣工時すべて現況復旧する。
- エ 公害の防止に努め、工事に当たっては「低騒音型・低振動型機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示1536号)に基づき指定された建設機械を使用する。
- オ 周辺施設は来客施設であるため、大きな音の発生する工事については、騒音の発生源の周囲を防音パネルで囲うなど騒音の抑制に努める。
- カ 設備配管等の工事を行う際は、工事を行わない棟の継続使用が可能となるよう仮設配管の設置を考慮する。
- キ 大型車両・重機の使用時及び必要に応じて交通整理員等を配置し、現場周辺の安全を確保すること。万一、第三者に損害を与えた場合、事業者の責任において対処する。
- ク 運搬作業従事者は、交通安全規則を遵守し、工事資材の搬出入において過積載のないように努める。
- ケ 工事目的物を対象とする火災保険、建設工事保険及び賠償保険に加入し、その証書の写しを提出する。
- コ 「コクリート化粧打放し」へのアンカー打ちの禁止など、建物躯体に影響を与えないように留意する。

②施工期間中

工事施工においては、以下の点に留意する。

- ア 事業者は、工事着手時の提出書類及び公共工事標準仕様書に示す書類を県に提出するとともに、定期的に県から施工状況の確認を受ける。
- イ 工事中の安全対策は事業者において十分に行う。
- ウ 建設副産物の再利用・処理に当たっては、発生抑制、再利用及び適正処理を原則とし、関係法令等に基づき、分別解体、副産物の分別を行うことなどにより、可能な限り再資源化を行うとともに、必要な書類を提出する。

③竣工時

- ア 工事完了検査に必要な手続を、工事全体工程に支障がないよう実施する。
- イ 事業者は、兵庫県工事検査規程(昭和53年兵庫県訓令第7号)に基づく工

事完了検査を受け、それらすべての検査において工事の完了が確認された後、施設の引渡しを行うものとする。

ウ 事業者は、竣工時提出書類及び「公共建築工事標準仕様書」に示す書類を県に提出し、県の検査を受ける。

④部分払い

受注者は、部分払いの請求を行う時は、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

⑤有害物質等

ア 有害物質等の処理

(ア) 事前調査と届出に関して以下の事項を遵守する。

a 事前調査におけるアスベスト・PCB等の有害物質が含まれる建築材料・設備機器等の使用状況については、設計図書・施工記録・維持保全記録等の既存資料及び現場目視により実施し、アスベスト等の有害物質の有無を確認する。

なお、アスベスト等の含有の有無が不明確な建築材料については、サンプルを当該現場より採取し、分析調査を行う。

b アスベスト・PCB等の分析調査の検体採取は、専門の分析機関に依頼する。

c 事前調査結果は、全ての内容について記録し、速やかに県へ報告する。

(イ) 対象物の特性等を考慮した上で、以下の事項に留意して適切な工法を選定する。

a 作業者の安全及び第三者の安全を確保する。

b アスベスト含有建材の除去・解体に際しては、法令の定めにより適切な工法を選定する。

⑥書類の提出

事業者は、業務工程表に基づき定期的に県に対して工事業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を県に提出し、承諾を得るものとする。

工事着手時の提出書類

書類名	部数	備考
【着工時提出書類】		
工事施工計画及び下請人等(変更)通知書	1	
現場代理人・監理技術者略歴書	1	現場代理人、主任技術者、監理技術者それぞれのものを提出のこと。施工管理技士等資格を証明するものを提出のこと。

実施工程表	1	
請負代金内訳書	1	対象工事にかかる工事費を公共建築工事内訳書標準書式により算出する。
工事実績情報の登録（写し）	1	工事実績情報サービス（CORINS）
組立保険等加入証書（写し）	1	
建設リサイクル法関係書類	1	
近隣配布用資料・配布範囲図	1	必要に応じて
【随時提出書類】		
施工体制台帳・施工体系図	1	※建築工事関係資料（兵庫県まちづくり部参照）
施工中の安全確保に関する資料	1	
施工計画書	1	仮設計画、施工図作成工程含む
施工図	1	
月別工事予定進捗状況表	1	
工事進捗状況報告書	1	
関係官庁届出書、官公庁協議等一覧表	1	
協議記録・指示書	1	
夜間休日作業届	1	
総合出来高予定表	1	
着工前現況写真	1	

竣工に伴う提出書類

提出書類名	サイズ及び形状	部数
完成図	原図	2
	二つ折製本	2
	電子データ	2
工事写真	写真	2
	電子データ	2
竣工写真	写真	2
	電子データ	2
機器納入仕様書 材料検査簿 出荷証明書 成績証明書 各種試験報告書 検査記録 試運転調整記録 完成確認報告書 等	A4	2
付属品リスト		2

機器、材料納入者連絡先一覧表		2
関係官庁届出書類		2
取扱説明書	A4	1
各種保証書（原本及び写し）		1
水道、電気使用量報告書		1
建設リサイクル法関係書類	※建築工事関係資料（兵庫県まちづくり部参照）	2
出来形確認検査願	県指定様式	1
公有財産受渡証書	県指定様式	2
引渡書	県指定様式	2
完成届	県指定様式	1
請求書	県指定様式	1
その他、県が指定するもの		

2 工事業務要求水準

(1) 基本方針

- ① 施工期間中に確実に工事が完了する確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とする。また、他施設利用に支障のないように配慮するとともに、夢舞台来園者の安全に万全の対策をとること。
- ② 工程、施工については県、(株)夢舞台と十分協議を行うとともに、工事内容・安全管理・スケジュールを県及び(株)夢舞台に書面で提出する。
- ③ 環境負荷の低減に貢献するよう、廃棄物の削減等に配慮する。

(2) 一般事項

- ① 事業者は工事に伴う工事一式を実施する。
- ② 工事に伴う関係法令等の届出等の手続き、仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者の責任において行う。
- ③ 事業者は、工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備するとともに、毎月末に進捗状況を県及び(株)夢舞台に書面で報告する。
- ④ 使用材料については、事前に材料承諾願いを提出し、県の承諾を得ること。
- ⑤ 工事に際し、既存物の移設が必要となる場合には、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復する。ただし、県及び(株)夢舞台が機能回復不要としたものについては、この限りではない。

(3) 現場作業

- ① 現場代理人、監理技術者並びに下請業者の主任技術者は工事現場において工事名、顔写真、所属会社名及び氏名の入った名札を着用する。

②現場作業日、作業時間、作業工程は、事前に（株）夢舞台と十分協議を行う。

(4) 安全確保

①事業者は、安全衛生協議会を結成し、関係法令に従い安全確保に努める。

第三者に被害を与えた場合、事業者の責任において対処する。

②工事の実施にあたっては、来園者等に対する安全確保を最優先とするとともに、工事の安全管理を徹底し、事故防止に努める。

③施工中は、「遵守すべき法規制」によるほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」、「建築工事安全施工技術指針」に従い、工事の施工に伴う災害防止に努める。

④気象予報又は警報等には常に注意を払い、必要な措置を取り災害防止に努める。

⑤大型車両・重機の使用時及び必要に応じて交通整理員等を配置し、現場周辺の安全を確保する。

⑥工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努める。

⑦夢舞台園路に車両を乗り入れる場合は、（株）夢舞台の通行許可を受けること。（原則、夢舞台内の園路を利用すること）

(5) 周辺施設への対策等

事業者は、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生及びその他修繕工事により来園者が受ける影響を検討し、合理的な範囲の対策を実施する。

(6) 現場管理

①事業者は、温室入口等に工事用看板等により、工事概要、施工体系図、緊急連絡先等を掲示する。また、事前に、県、（株）夢舞台も含めた緊急連絡簿を県及び（株）夢舞台に届け出る。

②事業者は、工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにした上で、事前に（株）夢舞台に届け出て、承諾を得る。

③工事現場内は常に整理清掃を行い、事故の発生防止に努めるとともに、場外へ資材等が飛散しないよう十分養生を行う。また、工事用進入路となる公道は常に清掃する。

④シーリング材並びに重機・仮設機材及び鋼材等の盗難防止に留意し、厳重に保管する。

⑤事業者は、作業時に夢舞台内の器物等を破損しないように十分に注意する。また、万が一、破損事故等が発生した場合は、県及び（株）夢舞台に

直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

(7) 植物管理について

植物の管理は別途温室管理者が行うが、温室の温度及び日射量に影響を与える工事期間中においては、本事業者が温度管理及び日射量管理を行う。

①温度管理

工事期間中の温室内の温度は、展示室ごとに以下の最高最低温度帯の範囲を保つこととする。

展示室1	：夏季	最高35℃	最低23℃、	冬季	最高20℃	最低16℃
展示室2	：夏季	最高35℃	最低23℃、	冬季	最高20℃	最低16℃
展示室3	：夏季	最高33℃	最低23℃、	冬季	最高20℃	最低10℃
展示室4	：夏季	最高38℃	最低23℃、	冬季	最高25℃	最低16℃
展示室5	：夏季	最高38℃	最低23℃、	冬季	最高25℃	最低16℃
サドルム	：夏季	最高28℃	最低23℃、	冬季	最高20℃	最低16℃
テラス	：夏季	最高33℃	最低23℃、	冬季	最高25℃	最低16℃
アトリム	：夏季	最高33℃	最低23℃、	冬季	最高25℃	最低16℃
特別展示室	：夏季	最高21℃	最低19℃、	冬季	最高20℃	最低18℃

※夏季は5月～10月、冬季は11月～4月とする。

②日射量管理

工事期間中は、温室内の日射量は以下を保つこととする。

展示室1	：夏季	遮光率50%以下、	冬季	遮光率30%以下
展示室2	：夏季	遮光率50%以下、	冬季	遮光率30%以下
展示室3	：夏季	遮光率50%以下、	冬季	遮光率30%以下
展示室4	：夏季	遮光率50%以下、	冬季	遮光率30%以下
展示室5	：夏季	遮光率50%以下、	冬季	遮光率30%以下
サドルム	：人工照明のみ			
テラス	：夏季	遮光率50%以下、	冬季	遮光率30%以下
アトリム	：夏季	遮光率50%以下、	冬季	遮光率30%以下
特別展示室	：人工照明のみ			

※夏季は7月～9月、冬季は10月～6月とする。

※遮光率とは、屋外の日射量に対する温室内の日射量の割合とする。

※切り替えの時期は、調整を行うこと

なお、工事にあたり移植が必要な植物は、淡路景観園芸学校の温室に移動することを予定している（移動の作業は温室管理者が実施）。

また、植物における想定外の事象が発生した場合は、県、(株)夢舞台、温室管理者、事業者において協議を行うものとする。

(8) 工事写真

工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出する。また、完成後、外部から見えない主要な部分の工事写真も提出する。

(9) 工事検査

- ①事業者は、工事完了後、対象施設ごとに自主検査を行い、各対象施設においていずれも建設工事請負契約書等に定める水準を満たしていることを確認し、検査結果を書面で報告する。
- ②事業者は、上記の検査に合格した後に、県の検査員による工事検査を受検する。
- ③検査に当たっては、建築工事関係資料（兵庫県まちづくり部）に定める書類を用意して、受検する。

(10) その他

- ①工事の一部を下請負させる場合は、事前に下請負業者名簿を提出の上、県の確認を得ること。
- ②運搬作業従事者は、交通安全規則を遵守し、工所用資材の搬出入において過積載のないよう務める。土砂等を運搬する大型自動車による事故等の防止に關す特別措置法を遵守し、同法12条に規定する団体等の加入者の使用を促進する。
- ③夢舞台周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁止する。
- ④火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。
- ⑤事業者は、工事实績等の登録業務として（一財）日本建設情報総合センター（J A C I C）が運用管理する「工事实績入力（C O R I N S）」により「工事カルテ」を作成し、県の承諾を得た上で、契約締結後10日以内に（一財）日本建設情報総合センター（J A C I C）に登録すること。また、事業者は、「工事カルテ受領書」の写しを県あてに提出すること。なお、上記に係る一切の費用は、請負代金額に含まれているので、遺漏のないよう対応すること。
- ⑥法令に規定されているものに加えて、県が指定する工事表示板とシンボルマークを掲示すること。
- ⑦本工事が県の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、事業者は、調査票等に必要事項を正確に記入し県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業所を県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に事業者がなった場合、事業者は、その実施に協力しなければ

ばならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、事業者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。事業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、事業者は、当該下請工事の事業者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下事業者を含む。）が上記と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- ⑧事業者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を県に提出するものとする。また、これとは別に県が指示する場合は、その期日までに県に提出するものとする。
- ⑨仮設の施工にあっては周辺の安全対策に留意するとともに、事前に周辺地盤に及ぼす影響について十分検討を行い、施工するものとする。
- ⑩事業者は、事業名、事業の内容、効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、事業者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的、効果を周知するものとする。

工事方針

【建築工事】

A-1-1. 直接仮設工事

①外部足場

外壁カーテンウォール、ガラスシール打替えに伴い外部足場を設置する。
足場設置に干渉する植栽は伐採する。(A-13～18 図参照)

②吊り足場

機械設備修繕工事、電気設備修繕工事、排煙窓オペレーター修繕工事、遮光幕修繕工事、吊物設備更新工事に伴う吊り足場を設置する。(A-21 図参照)

③屋根面足場板敷設

屋根面カーテンウォール、ガラスシール打替えに伴い足場板を敷設する。
(A-13 図参照)

④自走式リフト

木製工作物修繕工事、電気設備修繕工事に伴いホイールリフト垂直型 6m を設置する

⑤脚立足場

内部天井修繕工事に伴い脚立足場を設置する。(A-26・30 図参照)

A-1-2. ガラスシール打替工事

外壁カーテンウォール、屋根面カーテンウォールのガラスシール (MS-2) を打替える。(ガラスクリーニング共) (A-13～18・A-44 図参照)

A-1-3. 建具廻りシール打替工事

外部建具廻りのシール (MS-2) を打替える。(A-13～25・A31～44 図参照)

A-1-4. 建具塗装工事

鋼製建具を下地調整 RB 種、錆止め塗料 E 種 JASS 18 M-19、DP 塗装で塗替える。(A-31～43 図参照)

A-1-5. 木製工作物修繕工事

木製工作物を更新、補強、撤去する。

木製工作物はヒノキ集成材、2-UC 塗装以上の仕様とする。

展示室 8 のウッドデッキを更新する。

ウッドデッキは t20 ウリン材、表面リブ加工とする。

(A-09～12・A-27～29・A-45～72 図参照)

A-1-6. 排煙窓修繕工事

排煙窓のオペレーター機器を更新する。(集中制御盤共)
(A-73～79 図参照)

A-1-7. 遮光幕修繕工事

遮光幕を既存同等以上の仕様で遮光幕、巻取電動モーター、引っ張りワイヤー、制御 BOX を更新する。但し、自動開閉機能は不要とする。
遮光率は施設側と協議の上、決定する。
(A-80～85 図参照)

A-1-8. 吊物設備更新工事

吊物機構設備を更新する。(制御盤共) (A-86～90 図参照)

A-1-9. 防鳥ネット修繕工事

防鳥ネットを更新する。(セルビュー18 2000D 難燃仕様同等以上)
(A-91・92 図参照)

A-1-10. 内装改修工事

廊下 2・3、WC1・2・3、HCWC1・2、スタッフルーム WC の天井を張り替える。
設備改修に伴い特別展示室、出口ホールの天井を張り替える。
(石膏ボード t12.5、寒冷紗パテシゴキ EP 仕上げ)
(設備機器、天井点検口脱着共、照明器具 LED 化電気設備工事)
設備改修に伴い、屋外設備置場の目隠しパネルを撤去、復旧する。
(A-06・26・30 図参照)

A-1-11. サイン修繕工事

温室棟内のサインを更新する。(A-93～99 図参照)

A-1-12. テント工事

展示室 8 のパーゴラに不燃材料テントを新設する。(A-100 図参照)

A-2. 養生温室修繕工事(淡路園芸学校養生温室棟の修繕工事)

事務室、作業棟のボイラーを更新する(機械設備工事)

【電気設備工事】

B-1-1. 高圧ケーブル更新工事

経年劣化により、高圧ケーブルの更新を行う。
既設予備配管を適切に利用して停電時間の短縮を図る。

B-1-2. 高圧機器更新工事

経年劣化により、高圧機器の更新を行う。

B-1-3. 直流電源装置更新工事

経年劣化により、直流電源装置の更新を行う。

B-1-4. 照明器具LED化工事

既設照明器具は建設当時のまま白熱灯や水銀灯等が使用されているが、経年劣化、ランプ交換手間の解消及び展示室内の照度不足の解消、電気使用量低減等の為にLED光源の照明器具に更新する。

非常照明専用器具は更新しない。

蛍光灯組込非常照明器具は専用配線を切り離しの上、非常用電池充電用配線を確保してLED内蔵型に更新する。

B-1-5. リモコン操作盤更新工事

照明用リモコンスイッチが劣化している為に更新を行う。

B-1-6. 防水コンセント改修工事

展示照明用防水コンセントが劣化しており、電源回路の絶縁不良が見受けられる為に防水コンセントの更新及び絶縁不良回路の配管配線の改修を行う。

B-1-7. 誘導灯LED化工事

経年劣化により、誘導灯をLED化する。

B-1-8. 放送アンプ架更新工事

経年劣化により、非常・業務兼用アンプ架の更新及びリモコン操作器の更新を行う。

B-1-9. 放送スピーカー更新工事

経年劣化により、スピーカーを更新する。

B-1-10. 電気時計設備更新工事

経年劣化により、電気時計機器を更新する。

B-1-11. 監視テレビ設備更新工事

経年劣化により、監視用カメラを更新する。

B-1-12. トイレ呼出し設備更新工事

経年劣化により、トイレ呼出し機器を更新する。

B-1-13. 防災設備更新工事

経年劣化により、自動火災報知設備機器及び連動制御設備機器の更新を行う。

非常用電話設備については温室以外の苑内各施設と関連する為に更新しない。

B-1-14. ウォシュレット化 電気工事

和風便器を洋式ウォシュレット化されるのに必要な電源コンセントを新設する。

多目的トイレに簡易オストメイトが新設されるのに必要なコンセントを新設する。

既設洋式トイレのウォシュレット化及び洗面自動センサー用電源コンセントは既設分を使用する。

電気設備共通事項

- ①原則として各設備の配管配線は既設のまま使用とするが、既設機器の撤去前に各回路の絶縁抵抗を測定し、不具合があれば報告すること。
- ②不良回路改修の為に造園植栽部分に新規配管配線が必要になった場合、ルート及び施工方法等については事前に県、(株)夢舞台と協議・打合せをすること。

【機械設備工事】

＜図示する下記機器の更新＞

吸収式冷温水発生機、冷却塔、冷却水処理装置、オイルサービスタンク、温水ヒーター、膨張タンク、パネルヒーター、冷温水ポンプ、温水ポンプ、冷却水ポンプ、オイルポンプ、昇温ポンプ、エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット、空冷ヒートポンプエアコン、送風機、塩害防止フィルターユニット、受水槽一体型給水ポンプユニット（散水用）ミスト用給水ポンプユニット、プレート式熱交換機、温水ボイラー

1. 上記機器の更新・建築改修に伴う配管、ダクト、器具等の撤去・新設
2. パネルヒーター用配管については全て更新
3. ミスト配管の更新
4. 自動制御設備
中央監視装置更新、リモートユニット更新、温室棟空調系統改修
原則として、配管・配線は既設再利用
5. 水景設備
ろ過機、ろ過ポンプ、水中ポンプ、噴水ポンプ、水中ライト、電動弁、電磁弁等、配管類の撤去・新設
6. 便所改修（WC－1・2・3、スタッフルームWC）
 - ①男子・女子便所
和風便器を洋風便器に取替
既設洋風便器用普通便座を温水洗浄便座に取替（上水用配管から分岐接続）
既設洗面カウンターの水栓を自動水栓に取替
 - ②多目的便所
既設洋風便器用普通便座を温水洗浄便座に取替（上水用配管から分岐接続）
簡易オストメイト新設
おむつ交換台新設
ベビーシート新設
 - ③スタッフルーム便所
既設洋風便器用普通便座を温水洗浄便座に取替（上水用配管から分岐接続）